

第1 盛岡市保健所運営協議会

盛岡市保健所条例

平成19年12月25日
条例第77号

(趣旨)

第1条 この条例は、地域保健法（昭和22年法律第101号）の規定に基づき、保健所に関し必要な事項を定めるものとする。

(名称、位置及び所管区域)

第2条 保健所の名称、位置及び所管区域は、次表のとおりとする。

名称	位置	所管区域
盛岡市保健所	盛岡市神明町3番29号	市の全区域

(保健所運営協議会)

第3条 地域保健法第11条の規定に基づき、盛岡市保健所運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。

- 2 協議会は、委員20人以内をもって組織する。
- 3 委員は、医療関係団体の代表者若しくは職員又は知識経験を有する者のうちから市長が委嘱する。
- 4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第4条 協議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選とする。

- 2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

第5条 協議会は、市長が招集する。

- 2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第6条 協議会の庶務は、保健福祉部において処理する。

第7条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

盛岡市保健所運営協議会委員

(任期 令和4年4月1日～令和6年3月31日)

委員氏名	構成団体	役 職
五安城 正 敏	盛岡市学校保健会	
向川原 学	盛岡東警察署	
小野田 敏 行	国立大学法人岩手大学	副会長
小 原 仁 生	公益財団法人岩手県生活衛生営業指導センター	
加 藤 章 信	盛岡市立病院	
亀 田 静 江	盛岡市保健推進員協議会	
佐々木 勇	一般社団法人岩手県食品衛生協会盛岡市支会	
佐々木 俊	盛岡薬剤師会	
佐 藤 聡	社会福祉法人盛岡市社会福祉協議会	
水 野 匠	盛岡商工会議所	
佐 藤 寿 久	一般社団法人盛岡市歯科医師会	
佐 藤 康 子	盛岡市食生活改善推進員団体連絡協議会	
高 橋 政 雄	玉山地域自治会連絡協議会	
高 橋 希 美	公益社団法人岩手県栄養士会	
高 畑 アサ子	公募委員	
丹 野 高 三	学校法人岩手医科大学	
中 村 一	盛岡市町内会連合会	
久保田 桜	公益社団法人岩手県看護協会盛岡支部	
辻 本 恒 徳	一般社団法人岩手県獣医師会盛岡支会	
吉 田 耕太郎	一般社団法人盛岡市医師会	会 長